

## 静岡市立こども園で

# 一時的にお子さんをお預かりします。

静岡市立こども園では、幼稚園・保育園・こども園等に通っていないお子さんを次のような場合に一時的にお預かりします。

- (1) 保護者の週2～3日程度の就労など【週3日以内】
- (2) 保護者の病気・出産・冠婚葬祭など【連続14日以内】
- (3) 保護者の育児疲れの解消など【月3日以内】

### 使用料など

- (1) 満3歳未満の子ども 一人1日【2,000円】

使用料	給食・おやつ代
【1,750円】	【250円】

- (2) 満3歳以上の子ども 一人1日【1,030円】

使用料	給食・おやつ代
【780円】	【250円】

- ◆年齢は、一時預かりを行う日の属する年度の4月1日現在です。
- ◆利用する日の前月12日までに申込みされた場合は、給食・おやつの提供が可能です。
- ◆給食の提供希望がなければ使用料のみいただきます。
- ◆使用料は、利用日の当日にいただきます。おつりのないようにお願いします。
- ◆令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により、利用前に保育の必要性の認定を受けていれば、使用料が無償化（償還払い）の対象となる場合があります。
- ◆償還払いの請求をするためには、「施設等利用費請求書」、「一時預かり使用料領収証書」「特定子ども・子育て支援の提供にかかる領収証書兼提供証明書」が必要になります。

### 保育時間

- ◆平日の8時30分～16時30分（土曜・日曜日、祝日を除く）

### 申し込み方法・手続き等

- (1) 各月1日より次月の予約を受け付けます。（例9月1日に10月の予約受付開始）
  - (2) 希望する市立こども園へ電話でお申込みください。（月～金8時30分～17時00分）
  - (3) 手続き等がありますので、利用前に一度ご来園ください。
  - (4) 希望日の利用状況等によっては、お預かりできない場合があります。
  - (5) 緊急で手続きが利用当日になる場合は、①印鑑、②母子手帳、③使用料をお持ちください。なお、使用料はおつりのないようにお願いします。
- ◆提出していただく書類（事前にお渡しします）
    - (1) 一時預かり利用申請書
    - (2) 一時預かり利用者台帳
    - (3) 成育状況確認書

(4) アレルギー除去食確認書「自園調理園用」

※事前に連絡ノートをお渡ししますので、利用日に持ち物と一緒に持ちください。

# 持ち物

## 持 ち 物

(1) 満3歳未満の子ども(0・1・2歳) ※利用する日の年度の4月1日現在の年齢

- \*表面記載の使用料等(おつりのないようにお願いします)
- \*着替え用衣類(上着、下着2枚くらい)
- \*紙おむつ5枚・トレーニングパンツ5枚・おしり拭き1パック
- \*ミルク及び哺乳瓶に関するもの一式
- \*エプロン3枚
- \*口拭き3枚
- \*昼寝を必要とする子はタオルケット、毛布等
- \*愛用している玩具(必要とあれば)
- \*帽子と靴
- \*ビニール袋2枚(汚れもの入れ)
- \*母子手帳(初めて利用する方のみ)

(2) 満3歳以上の子ども(3・4・5歳) ※利用する日の年度の4月1日現在の年齢

- \*表面記載の使用料等(おつりのないようにお願いします)
- \*着替え用衣類(上着、下着一式)
- \*昼寝を必要とする子はタオルケット、毛布等
- \*愛用している玩具(必要とあれば)
- \*帽子、上靴
- \*ビニール袋(汚れもの入れ)
- \*母子手帳(初めて利用する方のみ)

## 注 意 事 項

(1) 体調不良や発熱がある場合は、お預かりをお断りする場合があります。利用日及び利用前日の体調及び体温について、登園時職員にお伝えください。

(2) 薬は一切お預かりすることはできません。

(3) 持ち物については、全ての物に名前を書いて、大きめのバッグに一まとめにしてお持ちください。

◆持ち物等は園によって違う場合もありますので、詳しくは希望する園にお問い合わせください